



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

990	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	..... 1
991	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	..... 2
992	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " )	..... 2
993	"	( " )	..... 3
994	保安林の指定施業要件の変更	( " )	..... 3
995	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " )	..... 3
996	道路の区域変更	(道路保全課)	..... 4
997	道路の供用開始	( " )	..... 4

### ○ 公告

	和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者の募集	(県民生活課)	..... 5
	和歌山県立青少年の家及び紀北公園における指定管理者の募集	(青少年・男女共同参画課)	..... 7

## 告 示

### 和歌山県告示第990号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年7月18日指定した。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛ラブマックス 8月号	12080-8	秋田書店
コミック	月刊マガジンビーボーイ 8月号	18355-08	リブレ
コミック	ビーボーイゴールド 8月号	17779-08	リブレ
コミック	ドラ 8月号	16695-08	コアマガジン
コミック	ガッシュ 8月号	12467-8	海王社
コミック	ダリア 8月号	05839-08	フロンティアワークス
コミック	波瀾万丈の女たち 8月号	07393-8	ぶんか社
コミック	まんがグリム童話 8月号	08305-8	ぶんか社
コミック	ほんとうに怖い童話 8月号	08103-8	ぶんか社
コミック	絶対恋愛Sweet 8月号	15557-08	笠倉出版社
コミック	無敵恋愛エス・ガール 8月号	08577-8	ぶんか社

コミック	恋愛宣言PINKY Vol. 43	15166-08	秋水社
月刊誌	実話BUNKAタブー 8月号	05375-08	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 8月号	02091-8	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 8月号	04877-8	ミリオン出版
月刊誌	ファイナルボックス 8月号	17843-8	マイウェイ出版
月刊誌	CIRCUS MAX 8月号	04099-08	KKベストセラーズ
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol. 112	02092-8	ぶんか社
雑誌	臨増ナックルズDX Vol. 5	68518-12	ミリオン出版
雑誌	実話ドキュメント 外伝	ISBN978-4-89212-239-2	インテルフィン

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第991号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第992号

平成29年和歌山県告示第821号（以下「告示第821号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
保田竹之助

宮田暉郎  
宮田正樹  
宮田由紀夫  
宮田克良  
坂本愛之助  
杉谷良之助  
中野辰之助

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第821号のとおり

#### 和歌山県告示第993号

平成29年和歌山県告示第839号（以下「告示第839号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
舟津文雄
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第839号のとおり

#### 和歌山県告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第995号

平成29年農林水産省告示第1180号（以下「告示第1180号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

- 大西修
- 大西伊右衛門
- 井本林右エ門
- 南政之助
- 森下岩松
- 南勝太郎

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1180号のとおり

**和歌山県告示第996号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字羽六字上垣内927番1地先から同町大字羽六字上垣内915番1地先まで	旧	8.16 } 14.34	124.55	
同上	新	11.03 } 15.42	124.55	

**和歌山県告示第997号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字羽六字上垣内927番1地先から同町大字羽六字上垣内915番1地先まで

供用開始の期日 平成29年8月1日

公 告

## 公 告

県が設置する和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県NPOサポートセンター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
- (3) 規模等

ア 床面積 214.43㎡

イ 施設 事務室、交流スペース、サークル活動室各1か所

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県NPOサポートセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県NPOサポートセンター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執

行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
  - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

- (1) 募集要項の配布
  - ア 配布期間 平成29年8月1日（火）から同月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局県民生活課県民活動団体室  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
- (2) 現地説明会
  - ア 日時 平成29年8月17日（木）午後1時30分から
  - イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 会議室C
  - ウ 内容 募集要項及び仕様書の説明並びに現地見学

## (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

## ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

## イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 平成29年8月1日（火）から同月16日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

## (4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成29年8月18日（金）から同年9月1日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 平成29年9月4日（月）

## ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

## (5) 申請受付期間等

ア 期間 平成29年9月5日（火）から同月19日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成29年11月上旬

## (6) 指定管理者としての指定

平成30年1月上旬

## 7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課県民活動団体室

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2053（直通）

ファクシミリ番号 073-433-1771

## 公 告

県が設置する和歌山県立青少年の家及び紀北公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成29年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

## (1) 名称

ア 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園

イ 和歌山県立白崎青少年の家

ウ 和歌山県立潮岬青少年の家

## (2) 所在地

ア 伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3

イ 日高郡由良町大引961-1

ウ 東牟婁郡串本町潮岬669

## (3) 規模等

敷地面積 ア 87,273.01㎡  
イ 235,581.00㎡  
ウ 47,646.00㎡

主な施設 ア 本館1,938.39㎡(RC造2階)、宿舎831.60㎡(RC造2階)、体育館676.56㎡(RC造2階)等  
イ 本館2,323.99㎡(RC造2階)、体育館800.00㎡(RC造2階)等  
ウ 本館2,181.84㎡(RC造2階地下1階)、体育館741.33㎡(RC造平屋一部2階)等

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県立青少年の家及び紀北公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県立青少年の家及び紀北公園指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(平成12年和歌山県条例第7号)第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。



- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、1の施設に対して複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成29年8月1日（火）から同月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階
- (2) 現地説明会
- 日時 ア 平成29年8月17日（木） 午後1時30分から  
イ 平成29年8月16日（水） 午後1時30分から  
ウ 平成29年8月18日（金） 午後1時30分から
- 場所 ア 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園（伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3）  
イ 和歌山県立白崎青少年の家（日高郡由良町大引961-1）

ウ 和歌山県立潮岬青少年の家（東牟婁郡串本町潮岬669）

内容 募集要項及び仕様書の説明並びに現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成29年8月21日（月）から同年9月1日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 平成29年9月4日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成29年9月5日（火）から同月19日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成29年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成30年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2500（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2501